

議案第104号

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年石岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律
第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。